

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成29年6月9日京都市条例第6号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

岡崎文化・交流A地区ほか29地区について、それぞれの地区に応じた建築物の用途に関する制限に改めることとしました。

この条例は、平成29年6月9日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年6月9日

京都市長 門川大作

京都市条例第 6 号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2岡崎文化・交流A地区の項から岡崎文化・交流F地区の項までの規定中「(ダンスホールを除く。)」を削り、同表中京麩屋町通笹屋町地区の項中「(風営法第2条第1項第2号に掲げる営業であり、かつ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)第2条の規定による改正前の風営法第2条第1項第3号に掲げる営業に相当する営業の用に供するもの(以下「低照度ナイトクラブ」という。)を除く。)」を削り、同表西ノ京桑原町地区の項中「(ダンスホールを除く。)」を削り、同表山科駅地区の項中「, ナイトクラブ又はダンスホール」を削り、同表下木屋町B地区の項中「低照度ナイトクラブ」を「同号に掲げる営業であり、かつ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)第2条の規定による改正前の風営法第2条第1項第3号に掲げる営業に相当する営業の用に供するもの」に、「, ナイトクラブ又はダンスホール」を「又はナイトクラブ」に改め、同表九条西洞院地区の項中「(低照度ナイトクラブを除く。)」を削り、同表吉祥院宮ノ東町A地区の項から吉祥院宮ノ東町C地区の項までの規定中「(ダンスホールを除く。)」を削り、同表久世高田・向日寺戸A地区の項から久世高田・向日寺戸C地区の項までの規定中「, ナイトクラブ又はダンスホール」を削り、同表太秦東部A地区の項から太秦東部C地区の項まで、太秦安井山ノ内A地区の項及び太秦安井山ノ内B地区の項中「(ダンスホールを除く。)」を削り、同表西院溝崎町地区の項中「又はダンスホール」を削り、同表洛西ニュータウン・タウンセンター地区の項中「若しくは」を「又は」に改め、「, ナイトクラブ又はダンスホール」を削り、同表納屋町商店街地区の項中「, ナイトクラブ又はダンスホール」を削り、同表醍醐センター地区の項中「若しくは」を「又は」に改め、「, ナイトクラブ又はダンスホール」を削り、同表竹田藁屋町油小路通沿道街区地区の項中「, ナイトクラブ

又はダンスホール」を削り、同表京都ファッション産業団地A地区の項から京都ファッション産業団地C地区の項までの規定中「(低照度ナイトクラブを除く。)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)